

**笠間市議会基本条例を
制定しました**

令和4年8月30日、笠間市議会第3回定例会において、委員会提出議案として笠間市議会基本条例が上程され、全会一致で可決されました。

この条例は、議会運営における最高規範として、議会が担うべき役割を果たすために必要な事項を定め、議会が市民の負託に応えるため制定するもので、笠間市議会は、今後より一層市民の負託に応え、市民生活の向上、市勢の伸展及び自治の発展に寄与することを目指してまいります。



議会基本条例について協議している様子

【条例の概要】

この条例は、二元代表制の下、議会が担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を定めるものです。

議会の活性化、議会の改革の動きの中で推進されてきたこれまでの取り組みを確かなものとするため、議会及び議員の責務を自覚しながら、市民の負託に応えられる議会を目指し、全力で取り組んでいくことを宣言し、議会運営における最高規範として、この条例を制定するものです。

条例は次の全9章から成り、それぞれの章で議会の責務と役割を明確化しております。

各章の主な内容（抜粋）**第1章 総 則**

二元代表制の下、議会が担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、市民生活の向上、市勢の伸展及び自治の発展に寄与することを目的とする。（第1条）

第2章 議会運営及び議員活動の原則

公正性および透明性を確保し、

市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努める。（第2条）

第3章 市民と議会の関係

議会は、市民に対し積極的に情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。（第7条）

第4章 議会と執行機関の関係

議会審議における議員と市長等とは、緊張関係の保持に努めなければならない。（第8条）

第5章 政務活動費

政務活動費は、政策の立案及び提言のために活用しなければならない。（第13条）

第6章 議員の政治倫理

議員は、市民の厳粛な負託を受けたことを自覚し、高い倫理観をもった良識ある議員活動に努め、名誉と信用を損なう行為をしてはならない。（第14条）

第7章 議員の定数及び報酬

議員定数の改正は、行政改革の視点だけでなく、人口、面積等の地域要件、財政力及び市の事

業課題について長期的な見地に立ち十分に考慮する。（第15条）

**第8章 議会の機能強化及び体制整備**

議会は、議会機能の強化のため、議会活動と、育児・介護等が両立できる環境整備等に努め、多様な立場の市民の声が反映されるようにしなければならない。（第17条）

第9章 この条例は、議会運営

における最高規範であり、議会に関する条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。（第21条）

笠間市議会基本条例の本文は、笠間市議会ホームページの「市議会の取り組み」からご覧ください。

